

# 水道のごあんない

## 1 給水装置の申込み（新設・改造・修繕・撤去）

### ◇ 申込みの方法

安城市水道事業の指定を受けた指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という）に申し込みをしてください。

工事の手続き及び書類の提出は、指定工事事業者が代行します。工事を指定のない工事事業者へ依頼をしますと、給水条例により過料に処されたり、基準に適合していない場合は、水の供給が出来ませんのでご注意ください。

### ◇ 引き込み工事の費用

お客様（申込者）の負担になります。また、工事費は使用する材料、配水管の布設位置等によって異なりますので、詳しくは指定工事事業者へお尋ねください。なお、新たに水道を設置する場合の市へ納めていただく費用は、次のとおり（①および②）です。

#### ① 工事分担金（布設費分担金）

新たに上水道の供給を受けられる方、または、既設のメーター口径を大きいものに変更される方にお支払いいただくもので、条例により右記のとおり定められた金額です。

なお、既設のメーター口径を大きいものへ変更される場合は、メーター口径金額の差額となります。

引き込み工事については、指定工事事業者とおお客様の契約となりますので、必要な費用および工事の期間は、指定工事事業者に確認をお願いします。

口径(mm)	金額(円)
13	64,900
20	121,000
25	261,800
40	838,200
50	1,353,000
75	3,537,600
100	6,490,000

（消費税10%を含む）

※引き込み工事については、工事分担金の納入後に、指定工事事業者が施工します。

#### ② 工事負担金（付帯工事費）

申込み場所の前面道路に配水管が無い場合、配水管を布設するための費用の一部を負担していただくものです。ただし、配水管を布設する延長や条件等で負担費用が異なります。

なお、配水管を布設する工事は、①および②の費用を納められてから市が発注します。

※工事に必要な期間は、費用の入金確認後、市道は3か月、県・国道は4か月程度です。

### ◇ 工事分担金および工事負担金の納付

給水装置工事分担金等納入通知書を、お客様（申込者）あてに送付しますので、納入通知書に記載されている納入場所にて納めてください。

### ◇ メーターボックスの位置

メーターボックスの設置場所は、検針しやすい位置としてください。 **車の下とならないこと**

容易に検針できない場所や、植栽の中、荷物等の下となりやすい場所、特に駐車場に設置する場合は、車を停めてもメーターボックスの蓋が開閉でき、検針ができる位置としてください。

検針および維持管理に支障がある場合は、設置位置の改善をしていただきますのでご注意ください。



2 水道使用の申込み

◇ 水道を使用する場合は、3日前までに水道業務課へお申込みください。

3 お届けいただくこと

◇ 水道の中止について

水道の使用を一時的に止める場合（中止）は、3日前までに水道業務課へ連絡をしてください。

◇ 給水装置の所有者の変更について

給水装置の所有者を変更する場合は、届け出が必要です。この場合、規定の様式に新所有者、旧所有者双方の印が必要となります。

4 水道料金の支払いは、次のような方法があります。

◇ 口座振替払い

皆様が預金されている金融機関の口座から、自動的に水道料金を引き落とす便利な制度です。特にお忙しい方やお留守がちな方に便利です。お申込み方法は、ご利用の金融機関へ通帳印と最近お払いになった「水道料金納入通知書兼領収書」又は「水道使用料のお知らせ票」をご持参のうえ、お申込みください。

◇ 納付書払い

水道業務課より「水道料金納入通知書」をご自宅へお送りしますので、お近くの取り扱い金融機関、コンビニエンスストア又は水道業務課（西庁舎1階）、各支所の窓口でお支払いください。

◇ 水道料金について

基本料金と水量料金の合計額に1.10を乗じ、1円未満の端数金額は切り捨てます。

・基本料金表（2か月）

用途	口径	料金(円)
一般用	13 mm	1,200
	20 mm	2,000
	25 mm	5,000
公衆浴場用	40 mm	15,200
	50 mm	24,400
臨時用	75 mm	54,000
	100 mm	100,000
集合住宅等 一戸		1,200

・水量料金表（2か月）

使用量	1～	21～	41～	61～	101～	201 m <sup>3</sup>
用途	20 m <sup>3</sup>	40 m <sup>3</sup>	60 m <sup>3</sup>	100 m <sup>3</sup>	200 m <sup>3</sup>	以上
一般用	50 円	90 円	125 円	165 円	190 円	210 円
公衆浴場用	50 円	90 円	125 円			
集合住宅	給水量を入居戸数で除し、一般用の単価にて各戸計算して、それを戸数分合算します。					
臨時用	280 円					

[計算例] 口径20mmのメーターで、2か月間に113 m<sup>3</sup>使用された家庭の場合（一般用）

基本料金	20 mm			2,000 円	..... ①
水量料金	1～20 m <sup>3</sup> まで	20 m <sup>3</sup> ×	50 円 =	1,000 円	
	21～40 m <sup>3</sup> まで	20 m <sup>3</sup> ×	90 円 =	1,800 円	
	41～60 m <sup>3</sup> まで	20 m <sup>3</sup> ×	125 円 =	2,500 円	
	61～100 m <sup>3</sup> まで	40 m <sup>3</sup> ×	165 円 =	6,600 円	
	101 m <sup>3</sup> 以上	13 m <sup>3</sup> ×	190 円 =	2,470 円	
			計 =	14,370 円	..... ②
			①+② =	16,370 円	..... ③

③に1.08（消費税）を乗じ、1円未満を切り捨てる。

水道料金 16,370 円 × 1.10 = 18,007 円

・水道量料金早見表 (2 か月) (一般用)

使用量	料 金	使用量	料 金	使用量	料 金	使用量	料 金	使用量	料 金
1 m <sup>3</sup>	50 円	21 m <sup>3</sup>	1,090 円	41 m <sup>3</sup>	2,925 円	61 m <sup>3</sup>	5,465 円	81 m <sup>3</sup>	8,765 円
2	100	22	1,180	42	3,050	62	5,630	82	8,930
3	150	23	1,270	43	3,175	63	5,795	83	9,095
4	200	24	1,360	44	3,300	64	5,960	84	9,260
5	250	25	1,450	45	3,425	65	6,125	85	9,425
6	300	26	1,540	46	3,550	66	6,290	86	9,590
7	350	27	1,630	47	3,675	67	6,455	87	9,755
8	400	28	1,720	48	3,800	68	6,620	88	9,920
9	450	29	1,810	49	3,925	69	6,785	89	10,085
10	500	30	1,900	50	4,050	70	6,950	90	10,250
11	550	31	1,990	51	4,175	71	7,115	91	10,415
12	600	32	2,080	52	4,300	72	7,280	92	10,580
13	650	33	2,170	53	4,425	73	7,445	93	10,745
14	700	34	2,260	54	4,550	74	7,610	94	10,910
15	750	35	2,350	55	4,675	75	7,775	95	11,075
16	800	36	2,440	56	4,800	76	7,940	96	11,240
17	850	37	2,530	57	4,925	77	8,105	97	11,405
18	900	38	2,620	58	5,050	78	8,270	98	11,570
19	950	39	2,710	59	5,175	79	8,435	99	11,735
20	1,000	40	2,800	60	5,300	80	8,600	100	11,900

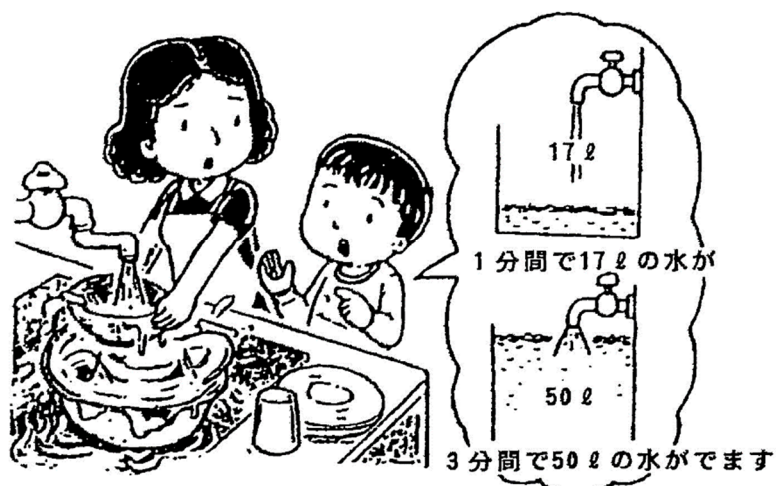
5 受水槽の設置と管理について

配水管の漏水や工事等で断水となってしまう場合がありますので、営業用途などで常に水道水を必要とされる方には、受水槽の設置をお勧めします。

なお、受水槽を設置される場合、いつでもきれいな水をお使いいただくために、受水槽の管理として、1年以内ごとに1回、定期的に清掃・点検をしてください。

受水槽の設置に関するご相談は、水道工務課へお願いします。

水を大切にしましょう!!



## 6 漏水を見つけたときは

◇ 給水装置は、所有者の施設となります。

・宅地内での給水管の漏水や蛇口等の故障は、指定工事事業者へ修理を依頼してください。修理に要する費用は所有者（または使用者）の負担となります。

・官民境界（道路）から、おおむね1 m以内にある最初の止水栓及び水道メーターボックス内の漏水については、市で修理を行いますので水道工務課まで連絡をお願いします。

なお、宅地内の修理に伴う簡易的な復旧は市で行いますが、それ以外の復旧及びメーターボックスの修理・交換については所有者（または使用者）の負担となります。

## 7 その他

◇ 工事断水等の問い合わせ

水道工事のため断水するときは、あらかじめ断水のご案内等でお知らせしますが、突発事故の場合等でご案内が遅れることがあります。断水等の問い合わせは、水道工務課へお願いします。

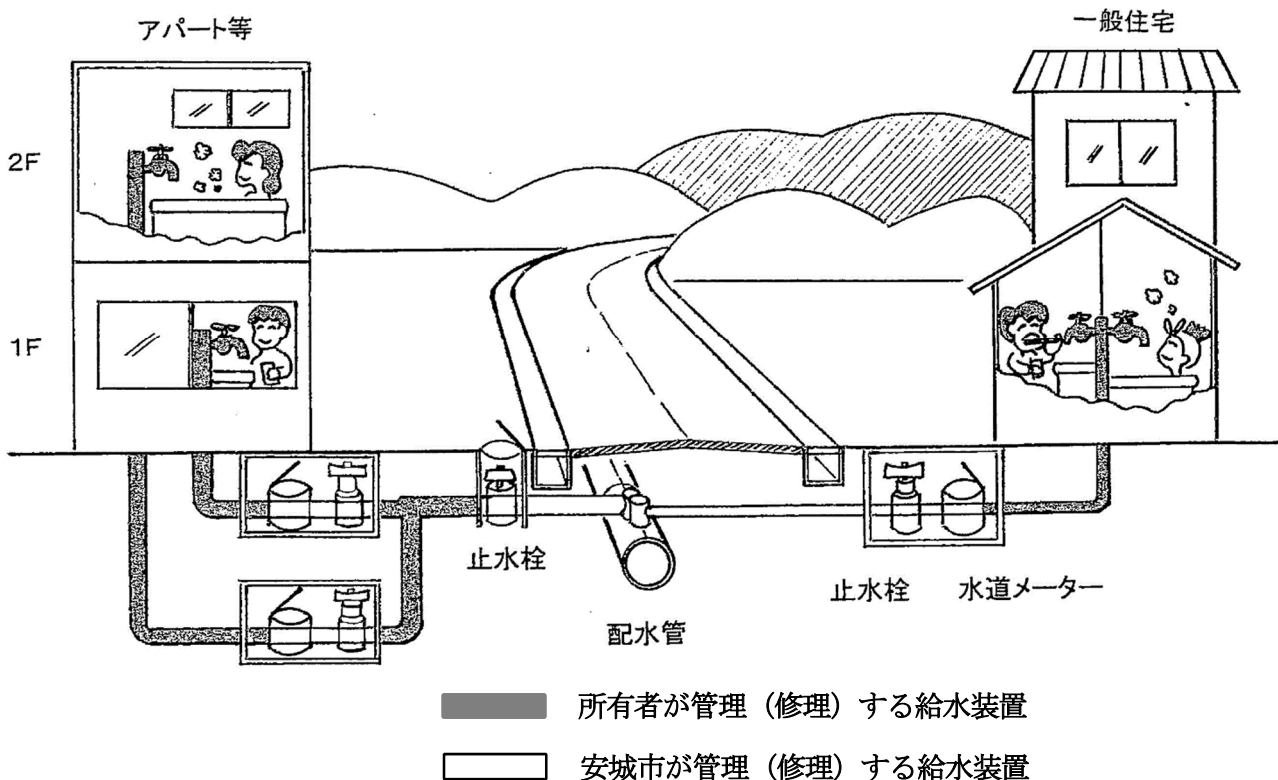
◇ 指定給水装置工事事業者（指定工事事業者）とは

給水装置の構造や材質が基準に適合した工事を行うために、国家資格を有する主任技術者が従事し、安城市の指定を受けた工事事業者です。

◇ 給水装置とは

皆様のご家庭へ水を送るために、道路に布設された配水管から分岐して家庭内まで引き込まれた給水管と、これに直結された給水用具（蛇口、止水栓、湯沸器等）を給水装置といいます。

### 給水装置はあなたのもの



問い合わせ先 安城市役所 安城市桜町 18 番 23 号 ☎ 76-1111 (代表)

水道の開閉栓及び料金については、水道業務課 ☎ 71-2249 (直通)  
漏水や断水などの工事については、水道工務課 ☎ 71-2250 (直通)